

### 学校における感染症と出席停止について

お子さんが下記の「学校において予防すべき感染症」に罹患した場合、学校保健安全法の規定に基づいて、登校を差し控えるよう定められています（出席停止）。出席停止期間中は、欠席扱いにはなりません。なお、出席停止の期間は、医師の診断を受け、保護者からの連絡があった日からとします。

担当医より登校の許可が出ましたら、下記《治癒届》にご記入の上、学校へ提出してくださいますようお願いいたします。



き り と り せ ん

※保護者が記入し、学校に提出してください。

令和 年 月 日

蔵王町立宮小学校長 宛

### 《 治 癒 届 》

年 児童氏名

保護者氏名



下記（該当する感染症名に<sup>チェック</sup>☑をしてください）の事由により、出席を停止しておりましたが、登校について医師の許可が出ましたので、届出いたします。

学校において予防すべき感染症	出席停止期間の目安
<input type="checkbox"/> インフルエンザ 型（H5N1を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが始まった後5日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
<input type="checkbox"/> 風疹（三日はしか）	発疹が消えるまで
<input type="checkbox"/> 水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状がなくなった後、2日を経過するまで
<input type="checkbox"/> 感染性胃腸炎（ ）	感染のおそれなくなるまで
<input type="checkbox"/> 溶連菌感染症	感染のおそれなくなるまで
<input type="checkbox"/> マイコプラズマ感染症	感染のおそれなくなるまで
<input type="checkbox"/> その他（病名をご記入ください）	※学校における感染症第一種：治癒するまで ※学校における感染症第二種：各疾患の規定による ※学校における感染症第三種：感染のおそれなくなるまで

出席停止期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
通院した医療機関名	